

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市税の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東温市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市税の収納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めている。

評価実施機関名

愛媛県東温市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税の収納に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務のうち、市税の収納又は滞納整理に関する事務 東温市は、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①各税システムから賦課・収納情報の入手 ②市税等の口座振替 ③市税等の収納管理(収納・還付・充当等) ④納税交渉 ⑤納税猶予措置 ⑥滞納者の実態調査及び財産調査 ⑦督促状・催告書送付 ⑧公示送達 ⑨納税義務者の宛名情報の特定及び突合
③システムの名称	1. 申告受付システム 2. 住民税システム 3. 国民健康保険税システム 4. 軽自動車税システム 5. 固定資産税システム 6. 収納消込システム 7. 口座管理システム 8. 滞納整理システム 9. 宛名管理システム 10.地方税共通納税システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 申告受付ファイル
2. 住民税ファイル
3. 国民健康保険税ファイル
4. 軽自動車税ファイル
5. 固定資産税ファイル
6. 収納消込ファイル
7. 口座管理ファイル
8. 滞納整理ファイル
9. 宛名管理ファイル
- 10.地方税共通納税ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項 (別表における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 TEL089-964-4400
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 TEL 089-964-4403
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[☐]接続しない(入手)	[☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[☐]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー自体を利用する業務はないが、住基ネット照会を行う際には、住基ネット所管課の確認を必ず得たうえで4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月12日	評価実施機関における担当部署	税務課長 田中 聡司	税務課長 森 賢治	事後	
平成30年4月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成28年10月1日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 申告受付システム 2. 住民税システム 3. 国民健康保険税システム 4. 軽自動車税システム 5. 固定資産税システム 6. 収納消込システム 7. 口座管理システム 8. 滞納整理システム 9. 宛名管理システム	1. 申告受付システム 2. 住民税システム 3. 国民健康保険税システム 4. 軽自動車税システム 5. 固定資産税システム 6. 収納消込システム 7. 口座管理システム 8. 滞納整理システム 9. 宛名管理システム 10. 地方税共通納税システム	事後	システムの追加
令和2年3月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 申告受付ファイル 2. 住民税ファイル 3. 国民健康保険税ファイル 4. 軽自動車税ファイル 5. 固定資産税ファイル 6. 収納消込ファイル 7. 口座管理ファイル 8. 滞納整理ファイル 9. 宛名管理ファイル	1. 申告受付ファイル 2. 住民税ファイル 3. 国民健康保険税ファイル 4. 軽自動車税ファイル 5. 固定資産税ファイル 6. 収納消込ファイル 7. 口座管理ファイル 8. 滞納整理ファイル 9. 宛名管理ファイル 10. 地方税共通納税ファイル	事後	ファイル名の追加
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成31年3月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和2年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和3年1月31日時点	令和3年11月30日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和3年11月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項 (別表における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第16項 (別表第一における利用範囲の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和6年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	マイナンバー自体を利用する業務はないが、住基ネット照会を行う際には、住基ネット所管課の確認を必ず得たうえで4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	